

法務省民商第564号
令和4年12月21日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
法務省大臣官房会計課長
(公印省略)

供託事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）が令和5年1月5日から施行されることに伴い、供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号当職ら通達）の一部を下記のとおり改正し、同日から施行することとしたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(供託通知書の発送請求)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第一項の規定は、同項の供託のほか、法令の定めにより供託の通知をしなければならない者がある供託におけるその者に対する供託の通知について準用する。</u></p>	<p>(供託通知書の発送請求)</p> <p>第三十三条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	